

## 注 文 書

- 1 契約番号 2026000060
- 2 件 名 済浄化槽維持管理保守点検業務(鳴子保健・医療・福祉総合センター)
- 3 場 所 大崎市鳴子温泉字末沢 1 番地
- 4 期 間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
- 5 別添書類 (1) 仕様書  
(2) 参考明細書
- 6 担 当 課 大崎市鳴子総合支所市民福祉課

## 仕 様 書

- 1 業務名　　浄化槽維持管理保守点検業務（鳴子保健・医療・福祉総合センター）
- 2 業務場所　大崎市鳴子温泉字末沢1番地
- 3 業務の内容
- (1) 汚水処理施設の維持管理業務は、浄化槽法、水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、環境衛生等関係所法令及び宮城県の浄化槽取扱要綱に基づき実施すること。
  - (2) 汚水、汚物は、現場処理の上適切な場所に運搬処理し処分量を報告し業務履行写真を提出すること。
  - (3) 毎月保守点検を行い、消毒薬の補充、施設及び器具の機能を検査し、その結果を報告書により報告し、また業務履行写真を提出すること。
  - (4) 汚水処理施設の環境整備に努めること。
- 《業務概要》
- ◎合併浄化槽 180人槽
  - ◎汚泥調整費
  - ◎消毒薬剤費
  - ◎保守点検技術管理費
  - ◎法定検査料（第11条）
  - ◎その他
- 4 業務の期間　　自：令和8年4月1日  
至：令和11年3月31日（3ヶ年）
- 5 入札金額　　3年間の総額で作成すること（消費税抜き）
- 6 支払い条件　　各年度業務完了後一括払い（総支払回数3回）
- 7 暴力団の排除について
- (1) この契約の履行期間中に大崎市入札契約暴力団排除措置規則（平成25年6月1日施行。以下「排除規則」）の措置要件に該当すると認められたときは、契約を解除することがある。
  - (2) 本市から指名停止の措置を受けている者にこの契約の全部又は一部を下請負させ、若しくは受託させてはならない。またこの契約の下請負若しくは受託させた者が、排除規則の措置要件に該当すると認められるときは、当該下請契約等の解除を求めることがある。
  - (3) この契約の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）から不当要求又は妨害を受けたときは、速やかに警察への通報を行い、捜査上必要な協力をを行うとともに、発注者へ報告すること。また、この契約の下請若しくは受託させた者が、暴力団員等から不当要求又は妨害を受けたときは、同様の措置を行うよう指導すること。
- なお、暴力団員等から不当要求又は妨害を受け、警察への通報、操作協力及び発注者への報告が適切に行われた場合で、これにより、履行遅滞等が発生すると認められるときは、必要に応じて、工程の調整又は履行期限の延長等の措置を講じる。

## 8 長期継続契約の該当について

本件は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3及び大崎市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例による長期継続契約に該当しますので、以下の点に留意してください。

- (1) 発注者は、翌年度以降における発注者の歳出予算において、契約済の契約済の金額について減額又は削除されたときは、契約の変更又は解除をすることができるものとする。
- (2) 発注者は、前項の規定によりこの契約の変更又は解除をした場合において、受注者に損害を生じさせたときは、受注者に対して損害賠償の責めを負うものとする。この場合における賠償額は、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

## 9 本業務の実施にあたり、東北地方太平洋沖地震による被災者等の市内求職者の積極的な雇用に努めること

参考明細書

名 称	単位・数量	単 価	金 額	摘要
浄化槽管理清掃保守点検業務 (鳴子保健・医療・福祉総合センター)				
① 保守管理業務				第1号明細書
	式 1.00			
② 諸経費				3か年分
	式 1.00			
③ 小計【①+②】				
④ 消費税相当額				
	% 10.00			
小計【①+②+④】				
⑤ 法定検査代金(非課税)				3か年分
	式 1.00			
合計【③+④+⑤】				

## 第1号明細書

名 称	単位・数量	単 価	金 額	摘要
浄化槽管理清掃保守点検業務 (鳴子保健・医療・福祉総合センター) (月次点検:毎月1回)				
保守点検料				消毒薬品費含む
	月 36.00			
清掃及び汚泥運搬料				3か年分
	m <sup>3</sup> 90.00			
各種内部洗浄清掃				
	式 1.00			
小計				

### 浄化槽保守点検業務位置図

